

## 規則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十一条」を「第十三条」に、「第三条」を「第五条」に改め、同条第三項中「第三条」を「第五条」に改める。

第二条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号中「法第三十五条第二項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十条第二項」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項第四号中「住宅品質確保法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号。次号において「住宅品質確保法」という。）」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項第五号中「住宅性能表示基準別表1」を「日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「住宅性能表示基準別表2―1」を「日本住宅性能表示基準別表2―1」に改め、同項を同条とする。

第三条中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「第十一条」を「第十三条」に、「第三条」を「第五条」に、「別記様式第三十三」を「別記様式第二十七」に改める。

第四条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項若しくは第四十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「第三十七条」を「第三十二条」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十五条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十八条」

を「第二十七条」に改める。

様式第一号中「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に改める。

様式第二号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に改める。

様式第三号中「第29条」を「第28条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第26条」を「第25条」に改め、同様式備考2中「別記様式第三十三」を「別記様式第二十七」に改める。

様式第四号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第26条」を「第25条」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。